

明治初年の教育制度とその精神 (下)

高橋 俊 乘

五

先に「學制」の制定に參畫した田中不二麻呂は、その公布に先だち、文部理事官として岩倉大使の一行に加はり、明治四年十一月我が國を出發して歐米の教育を調査したが、特にアメリカの教育を詳かに研究して六年三月歸朝した。調査の結果は「理事功程」(木版十五冊)と題して同六年出版された。

同六年四月文部卿大木喬任は參議に轉じ、その後は文部卿が置かれなかつたので、田中は文部少輔ながら省務を統轄した。同七年一月木戸孝允が文部卿となつたが、五月に退任し、その後は同十一年まで文部卿が無かつたので、田中は久しい間(七年九月文部大輔となる)文部卿の職務を攝行し、彼れの洋行中に發布された「學制」の實施に腐心した。學制は前記の如く全國劃一的であるのに

田中は歐米より歸朝して後は大いにアメリカの教育制度を喜び、之に倣つて我が國の教育も地方の自治に任ずべきものだと考へ、個人としては「學制」の中央集權的には贊成でなかつた(横山氏著、日)。時に明治六年八月から文部省に學監として奉職してゐたマレー(D. Murray)といふアメリカ人があつて、頗る田中の信任を得てゐたが、この人はアメリカ人通有の自由主義・地方分權主義を教育上に懐いてゐる人であつたから、「學制」の早晚改正さるべき一つの原因が、早くから文部省の主腦部に存してゐた。

そのうちに西南の役が勃發した。多額の軍備を要したのと、從來貨幣制度の不完全であつた事とにより、その頃より財政が困難となり、不景氣が襲うて來た。前々號に述べたやうに諸學校の新築營繕は務めて完全を期せしめ

たので、學制は地方民の間に不評判であつたが、今や經濟上の事情により、政府の劃一主義に對し反對の氣勢が餘程高くなつて來た。マレーは同十一年十二月任滿ちて本國へ歸つたが、田中はアメリカ合衆國の制度を基本とし、地方の自治を根柢とした改革案を立てた。先に十一年五月西郷從道が久しく缺けてゐた文部卿に任ぜられ、翌十二年九月寺島宗則が之に代つたが、この月政府は「學制」を廢し、田中の案による「教育令」を公布した。教育令は學制と同じく、一つの法令の中にあらゆる學校の法令を統合したものであるが、學制の規模宏大にして干涉劃一的なるに比して、思ひきつて單純化したものであつた。學制はフランスの法令の變直しであるが、教育令は教育制度のアメリカ化であつて、この制定にはマレーの功が多いといふ。

その内容を摘記すると、大中小の學區を廢し、學齡兒童の義務年限は學制では明記されてはゐなかつたが、八年と見なされてゐたのを、教育令では四年間、毎年四箇月、計十六箇月に短縮し、小學校は一町村單獨に或は數

町村聯合して設けるべきであるが、公益たるべき私立小學校(主として寺子屋を指すのであらう)があれば、公立小學校を設けなくてもよい事とし、兒童も小學校に入らずとも普通教育を受ける道のある者は、此れを以て小學校へ就學したものと見なすこととした。この時始めて學務委員を置いた。かくて我が國の教育制度はこゝに劃一を捨てたが、内容は依然として實用主義であつた。

劃一を避け繁縷を捨て、簡易に就き地方の事情に應じて適當の方法を自治的に講ぜしめたのは一の進歩ではあるが、當時はまだ地方の自治行政は布かれてゐない時であつて、人民は自治の何たるかを知らず、教育令の意味を誤解して、政府は教育の振興を中止したと信じ、或は小學校を廢し或は數校を一つに聯合して費用を減じようとする。父兄も子女の教育を怠るやうになり、文部省の豫想は破れて教育はやゝ衰へ始めた。小學校で例をとると、學校數の總計は減じないが、増加率が著しく減じた。明治六年から十一年までは年平均二千八百校を増してゐるが、十二年には僅かに四四一校、十三年には三八

一校しか増してゐない。小學校の生徒の就學歩合は明かに減退し、十一年には四一・二六%であるのに、十二年には四一・一六%、十三年には四一・〇五%に下つた。

こゝに於て文部省は周章狼狽した。自由主義を捨て、忽ち舊の劃一主義に戻らねばならなかつた。田中不二麻呂はこの責任を帯びなければならぬ。果して同十三年二月寺島文部卿が去つて河野敏鎌が之に代り、同時に田中は七年間勤続した文部省を去つて司法卿に轉じた。その年の十二月前の教育令を改正して干渉主義に立返り、新たに第二の「教育令」を發した。俗に之を「改正教育令」といふ。此れに依つて政府は教育の衰兆を防がうとしたことは勿論であるが、裏面には次のやうな事情も潜んでるやうと思はれる。當時民間には自由民權の論が喧しく、國會開設の請願が頻りに行はれたから、政府は十三年四月に集會條例を發したりして、この頃より急に之を彈壓し始めた時であるから、教育上にも自由主義を喜ばず、この年より干渉主義に一變したのであらうかと思はれる。第一の教育令を發してから一年餘にして急に干渉主

義に變つたのは、只教育の衰運を防ぐ爲だけであつたとしては、唐突に過ぎるやうである。必ず裏面に右の事情があらうと思はれる(吉田博士著、本邦教育史概説)

文部省の周章狼狽した事は次の一挿話によつてもよく伺ひ知ることが出来る。明治十二年頃より我が思想界、殊に教育思想界は從來アメリカ中心であつたのから移つて、イギリスを宗とするやうになつた。教育書でも十二年以前にはアメリカ書の翻譯や燒直しが多く、十二年頃よりイギリス物を多く利用するやうになつた。就中イギリスのスペンサー(H. Spencer)の學説がもてはやされたので、教育でもスペンサーの「教育論」(“Education”)が廣く愛讀され、文部省でも尺新八に囑して之を譯せしめ十三年に出版した。譯文は非常に上出来で後々まで模範譯と言はれたものであるが、本書は内容上は實利主義であるから、學制頒布以來の文部省の主義に一致するが、形式上は自由主義であるから、干渉主義に復舊した文部省として、これを出版するとは自家撞着であるから、折角出来た本譯は絶版とされてしまつた。しかしスペンサ

一の學説はその後永く明治十八九年まで、廣義の哲學界に勢力があつたので、「教育論」も此の後、民間では尙三度も翻譯された。

この改正令を出さねばならぬ事は如何にしても、文部省の失策であり、朝令暮改の譏を免れない。改正令發布に先だち、河野文部卿より改正の止むべからざる由を上奏してゐるかこの文の要點に曰く、

維新僣武ノ後政府大ニ文教ヲ布ケリ。其事草創ニ屬スルヲ以テ彪雜叙無ク事態齟齬スルモノナキニアラスト雖トモ、學校ノ設置天下ニ遍ク人民就學ノ途爰ニ洞開セシモノハ、一ニ此法ノ致ス所ニアラスンハアラス。爾來五七年、世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ變スルヲ以テ、學制漸ク其權衡ヲ失セリ。是レ明治十二年九月四十七條ノ新法ヲ定メ以テ舊學制ニ代ル所ナリ。蓋シ此改正ニ當リ、舊法ノ彪雜ヲ芟ク過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ、其勢ノ及フ所往々放任ス可ラサルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ。其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラサルナリ。夫

レ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ、校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レス。是ニ於テカ學問ノ益未タ顯ハレスシテ人民之ヲ厭フノ念先ツ生ス。議者其弊ノ因ル所ヲ深考セス、徒ラニ罪ヲ學事ノ干涉ニ歸シテ之ヲ尤ム。而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス。臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ、前日ノ弊タル、學制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜シキヲ失フニアリ、干涉ノ過度ニアラスシテ干涉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ。何トナレハ前日ノ干涉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ、授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ニ察スルカ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ經ル蓋シ寡ケレハナリ。而シテ議者一切尤ヲ干涉制度ノ上ニ歸シ、反動ノ勢普通教育ト雖トモ亦干涉ス可ラスト云フニ至ル、過テリト云フヘシ。蓋シ普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟クモ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且慧ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ、而シテ政府之ヲ督勵

セシテ其普及ヲ望ム、殆ト河清ノ蛟ッ可ラサルカ
如シ。

從來は教授の實際に關しては餘り干涉督察をしなかつたが、今後は改正教育令により、此の方面に督勵の歩を進めんとする當局の意志が右の上奏文によく示されてゐる。

改正教育令の要點は小學校の義務年限を三年に延長し學務委員の選任を嚴にせしめ、各町村をして單獨又は聯合で必ず小學校を設置せしめた事などである。從來小學校の教則は各小學校で任意に定めてゐたが、右の上奏文の精神に本づき、改正令以後、府知事、縣令が文部卿の發する綱領に本づき、各土地の狀況を量つて之を編成し、文部卿の認可を受けて管内に施行すべきことと定められた。翌十四年福岡孝悌が文部卿となり、五月右の趣旨に由つて「小學校教則綱領」を發した。

又十三年六月文部省で中小學校の教科書を編纂することとなり、且民間で著作出版した教科書を調査檢定することと定められた。これも教育督勵主義の一の現れである。

るが、内面には民間の自由論が學校の教科書に入つて來るのを防がうとする警戒でもあつたらしい。尙改正教育令には品行の不正な者は教員たるを得ずと規定してあつたが、十四年一月に小學校教員免許狀授與方心得を發し師範學校卒業者以外の者で小學校教員たらんとする者には、その學力を檢定した後免許狀を與へることとなり免許狀のない者は教師となる事を得ざらしめた。これらの事も同様に、民權論と結びつけて考察することも出来る（開國五十年史所載）。
よう（明治教育史要）。

西郷隆盛が私學校の生徒に擁せられて亂を起して以來政府は他の一般の私立學校に對しても監督を嚴にする必要を感じたが、自由民權論が盛んとなるにつれ、愈々その必要を認めて、十二年十二月文部省は府知事縣令に命じて、公私立學校中、教育に弊害ありと認めるものは文部卿に稟申せしめ、翌十三年三月更に公私立學校の教則について同様の達を發し、同年十二月には國安を害し、風俗を紊亂するやうな事を記載した書籍は勿論、教育上弊害ある書籍は之を採用せざるやう、特に注意せしめ

た。十四年十二月文部省は學校の建築物を教育以外の集會に使用することを禁じた。此等の法令發布の理由は色々あるが、いづれもその裏面の目的は民権論壓迫の爲であつたらしい。校舎の使用は普選實施と共に自由となり、政治上の演説會にも使用して差支のないこととなつた。これを見ても、校舎使用制限の眞の理由が那邊にあつたか、推測するに難くない。同十四年六月文部卿から布達した「小學校教員心得」は今尙行はれてゐるが、その中には明白に、「教員たるものは就中政治及び宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。」と令してゐる。

改正教育令は明治十八年まで續いた。この間に漸く我が教育は進歩の緒に附いたのであつて、矢張り何と言つても干渉督勵の成果には違がない。小學校は明治十六年に至り、三、〇一五六校、生徒数は三三三、七五〇七人となり、明治七年の生徒数の約二倍に上り、就學歩合は五六%に達した。中學校に對しては、十四年七月に中學校教則大綱、師範學校に對しては、同八月に師範學校教

則大綱を發して、その内部の整頓を促した。實業教育や専門教育は大なる進歩を示さなかつたとしても、同十五年頃より府縣立の中にやゝ見るべきものが次第に設立され始めたので、同十五年に醫學校通則、藥學校通則、十六年に農學校通則、十七年に商業學校通則を發布して、文部省は此等の發達を指導しようとした。女子教育は相變らず頗る振はなかつた。高等女學校は十五年に東京女子師範學校の附屬として設立されたのが始である。これは全く世人が女子教育を餘り要求しなかつたからであつて、高等女學校に關する獨立の法令はやつと明治二十八年になつて定められた程に發達が遅々たるものであつた。

明治十六年十二月大木喬任が再び文部卿となつた、同十七年頃より連年の凶作で物價が低落し、金融が逼塞し未會有の不景氣であつたから、教育もおのづから萎縮した。小學校も十七年には前年より九二三校を減じ、十八年には尙更に九五〇校を減じた。小學校兒童も十七年には四二八一人を減じ、十八年には一三、五九九一人を減

じた。就學歩合も之に随つて減じ十八年には四九・六％に下つた。この衰兆は二十年になつて最も甚だしく、校数は全數二、五五三〇となつて、明治十年頃の狀態に戻り、生徒は二七一、三三九一人、就學歩合は四五％に下つて明治十四年頃に後戻りしてゐる。一時盛んであつた府縣立の醫學校の如きも續々閉鎖された。

よつて政府は經費節減の爲、十八年八月再び教育令を改正して簡易なる制度を立てた。殊に小學校では學務委員を廢し、明治五年以來久しく半年毎に進級せしめて居たのを止めて一年毎の進級とし、小學校の代りに小學校よりも簡易な小學校教場を設置するを得せしめ、又小學校を設置する資力なき町村及び半日或は夜間でなければ就學することの出来ない児童や授業料を納めることの出来ない児童の多い町村では社寺や民間の邸宅の一部を借りて之を小學校教場としてもよい事とした。又小學校や小學校の學科目を法定せず、任意に取捨せしめた。この簡易自由なる主義は教育を振興するどころか、之を益々衰頽せしめることは、既に去る十一年の最初の教育令で

經驗すみの筈である。前記十七八年の教育の衰運は不景氣の結果であるが、十九年二十年の衰微は不景氣の外にこの再度の改正令の簡易自由なる制度に本づくことが少くなかつたのであらう。政府でも十八年の改正令と同月に東京女子師範學校を廢し東京師範學校に合併し、續いて東京外國語學校を東京商業學校に併せ、東京法學校を東京大學法學部に併せ、かつ府縣に令して女子師範學校を廢して師範學校に併合せしめるなど、大いに緊縮の跡を示してゐる。

しかしかゝる消極退嬰的な態度は教育を盛んにする所以ではない。かゝる萎縮的な教育令は久しからずして廢止されなければならぬ。恰もよし、同十八年十二月内閣制度が創立され、森有禮が文部大臣となり、翌十九年三月より新しい教育法令を續々發して、教育の刷新と興隆とを圖つた。十八年八月の改正教育令は實施された期間が一年未滿であつたから、實際界には餘り力を持つてゐなかつたであらう。

六

明治五年の「學制」頒布以來、干渉主義と自由主義を交互に繰返してゐたが、それは制度運用の形式上の變化であつて、制度の内容は始終依然として實用主義・實科主義であつた。實用主義は人生觀として淺薄であり、人をして唯物的、功利的、打算的に陥らしめやすく、その極は善良なる風俗を亂り、國體を輕んずるやうにもなる。

さればその反動として國粹主義が教育上にも漸次著しくなつて來た。田中文部大輔の頃、アメリカ人のマレー(六年マレー)の教育は日本の國風によらなければならぬと主張した(明治六年マレーの視察報告書)。その後明治十三年より文部省は保守的となり、十三年の改正教育令では小學校學科目中の修身科を諸學科目中の首位に置いたが、爾來この方針は變更されない。かつ翌十四年に發した小學校教則綱領では小學校の修身科を初等科と中等科とで各々毎週六時間づつ、高等科で毎週三時間づつと定めて、大いに道德教育尊重の方針を示し、實用本位を幾らか中和しようとした。前にも記したが、改正教育令中で品行不正な者は教員たる

を得ざらしめたこと、ついで小學校教員免許狀授與方針を定めたことも德育尊重に有效であつた。殊に十四年六月に福岡文部卿は小學校教員心得十六條を頒つて、小學校教員は特に道德教育に力を用ひ、尊王愛國の志氣を振起すべきことを詳密に教諭した。これは今尙小學校教員に遵守されてゐる。同年七月一般の學校に於て教員品行檢定規則を發し、教員の品行の不正と認むべき事項や處分方法を規定し、十六年三月この規則を學校長にも適用せしめた。教員心得といひ、品行檢定規則といひ、一面には民權論に對する警戒であつたが、我が教育界が實用主義・主知主義の外に道德教育の大切なことに氣づいて來たことを此等の規程によつても知る事が出來よう。

かくて教育上にも歐化主義・實用主義・主知主義に對する國粹主義・德育主義の教育が、相對立して争ふに到り、當時一般思想界に激烈であつたこの二つの對立並びに鬭争は教育上にも著しく現れたのである。

一二の實例をあけると、十五年四月伊勢大廟に神宮皇學館が設けられ、同六月東京に皇典講究所、同五月東京

大學に古典講習科、翌年二月同大學に支那古典講習科が設置された。畏くも明治天皇は十五年一月軍人に勅諭を賜うて軍人精神や武徳を振作せしめられ、同十二月「幼學綱要」を頒賜して明倫修徳の資とせしめられた。

しかし明治維新直後の偏狹なる神道主義・皇道主義の復活では、もはや時代に適合しない。むしろ逆行である。當時盛んであつた歐化思想、實用的教育と調和する國粹主義でなければ、もはや時代に相應しない。丁度十五年ごろ著しくなつて來た國粹主義は實にかゝる可能性を持つたものと思ふのである。然らば當時の國粹主義は如何にして外來の實用主義と調和しえたか。元來「學制」以來の實用主義は「被仰出書」にも見えるやうに、個人の功利を専らとしたものであつた。この個人を國家に轉じて、國の富強を圖り、國力の増進を計らしめるならば、實用主義と國粹主義とを調和せしめるであらう。維新以來皇道主義と實用主義とが、色々の形で争ひ、盛衰隆替はあつたが、遂にこゝに調和を見出すことが出來た。調和されたものは、普通に「國家主義」と呼ばれる。

明治初年の教育制度とその精神（下）（高橋）

この調和を始めて法令の上に具體化し、國家主義の教育制度を確立したのは、實に森文部大臣であつた。彼れは夙に外國に學び、外國文化に熟してゐたが、國體觀念も亦強烈であつた。多年外交官として海外にあり、海外の教育事情を絶えず熱心に調査してゐたが、歐米いづれの國も、その教育の根本義は國民精神を生徒の心に確立させるに在ることを知り、萬國に比類なき我が國體觀念を教育の基礎とすることが、教育上第一の要義だと考へてゐた。會てアメリカ合衆國駐劄中、『日本の教育策』をアメリカ合衆國の名士に發問し、その回答を集めて、明治六年ニューヨークで *Education in Japan* と題して出版した事があつた。明治十五年伊藤博文が西洋諸國の立憲制度取調の爲渡歐した時、駐英公使であつた森はパリで伊藤にあひ、國家隆昌の本は教育である、我が國に立憲政治を布かんとするならば、先づ教育を盛んにしなければならぬとて、教育の重要性を縷述した。伊藤も教育には一隻眼を有し、國民教育に熱心な人であつたから、全く之に同意し、他日内閣を組織する時には必ず森を用

第十六卷 第四號 六二五

ふべきことを決意したと言はれてゐる（前掲、日本教育の變遷その他）。

森は十七年に歸朝し、伊藤の推薦で文部省御用掛となり、大いに腕を揮つた。殆ど隔日に東京師範學校を參觀したとも傳へられるほど、勵精であつた。明治五年以來次第に法令は整つたが、我が國情に合致しなかつたので森が十八年十二月文部大臣となるや、伊藤首相の信任があつて、かつ多年海外に居つたから、新知識者としての聲望も高かつた爲、在職は短かつたけれども、中々多くの仕事を仕上げたので、今に至るまで歴代文相中、最もすぐれた人物と評されてゐる（太陽增刊明治大正の文化。所載吉田博士稿その他）。彼れの刷新により十九年三月帝國大學令・四月に小學校令・師範學校令・中學校令等を勅令で發布された。従來は一つの法令中に凡ての學校の法令を統括してあつたが、一種の學校の改廢にも凡ての學校制度を動かすやうな不便があるので、此れより後は學校毎に法令を異にするこゝとなつた。高等女學校令・實業學校令・専門學校令などの制度はまだこの時に出來ず、數年遅れたが、その理由は此等の學校が十九年の頃にはまだ發達してゐなかつたの

で、特に法令を設けて管理する程でなかつたのである。

森大臣の教育方針は前記の如く、實用主義と國粹主義とを調和した國家主義であるが、今彼れの國家主義を示す一二の例をあけて見ると、大學を此の時よりわざと「帝國大學」と稱せしめ、その目的を「國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及ヒ其ノ蘊奧ヲ攻究スル」事と定めたことはその一例である。彼れが刺客の害にあつて薨じた後、後に文部大臣となつた井上毅が國學院で追悼演説をして、森を以て國體教育主義の教育の創始者であると推稱し、余自らその證人たるべしと言つたのも、右の一例とすることが出來よう。されば森は國民教育の振興に意を注ぎ、その爲に特に師範學校の充實に努力し、之を高等と尋常とに分ち、公立師範學校は從來校數に制限がなかつたのを、此の時から一府縣に尋常師範學校を一校と限つて、その内容を向上せしめ、尋常師範學校長をしてその府縣の學務課長を兼ねることを得しめ、以て師範學校長を中心として府縣内の小學教育を統一せんとし、又師範學校に兵式體操を移入して規律的訓練を施すと共に、

忠君愛國の志氣を鼓舞せんとした。中學校も尋常高等に分ち、尋常中學校は各府縣に一校づつと定めて内容を充實せしめ、かつ高等師範學校や高等中學校・帝國大學は公私立を許さず、官立に限つたのも内容の充實を求めた爲である。さうして高等小學校から一は尋常・高等師範學校へ、二は尋常・高等中學校を経て帝國大學へ通すること、し秩序整然たる組織を立てた。從來もかゝる系統がないではなかつたが、各學校とも内容が不十分であつた上に、同種の學校も内容が區々一定しなかつたので、系統があつても有名無實であつたのである。

かくて十七年以來退歩の觀のあつた教育界は俄に活氣を呈して來た。只森大臣は學校數を減じた。これは財政上の理由もあるが、主として内容の充實整頓を圖る爲であつたから、明治の教育はこゝに大いに緊張し、地盤を固うした。我が政府の施設は全體として維新以來常に國家本位であつたのに拘らず、教育だけは當局の不馴れと外國の教育制度の熾直しに没頭してゐた爲とで、教育の方針は功利的であつて政治全體の方針と矛盾することに

なつたのであるが、今やこの弊は一掃された(野田博士)。又森大臣の制定した諸學校令はその後、時に應じて改正され増補されたが、その根本の制度と主義とは今尙殆ど動かぬ。その國家主義の教育方針は依然として變らぬのである。(昭和六年二月稿八月訂正)

附記 本稿の(上)は「國史と國文」昭和三年十一月號以下に連載された徳重淺吉氏の「維新草創期の學政、學校並に皇漢兩學派の論争」から示教を受けた點が多い。こゝに明記して謝意を表す。